

行政評価機能の抜本的強化方策（「行政評価等プログラム」叩き台）

H22.2.17

I 機能強化の基本的考え方

- 行政評価局の担う各機能（行政評価機能）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することとする。

- このため、
 - ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
 - ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充、実施に当たっては「説明責任」を重視することにより、内閣を支援する機能を強化。

その際、国民視点の徹底のため、国民からの調査テーマ公募、タイムリーな情報発信等に留意。

- なお、具体化・実行に当たっては、年金記録問題の動向等の状況変化に留意して柔軟・適切に対応。
- 抜本的機能強化の具体的内容については、政務三役、有識者によるオープンな議論を経て、「行政評価等プログラム」（行政評価局の業務運営等の方針として毎年度策定）に盛り込み。
- 現行制度の枠組を超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等の中期的課題について、引き続き検討。

《中期的課題として考えられるもの》

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方
- ② 行政相談委員制度の在り方
- ③ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方
- ④ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑤ 局の名称、組織・体制

II 政策評価推進機能

1 政策評価に関する情報公開の推進

- 政策評価に関し、①公表すべき情報の種類、内容及び範囲や公表の方法、②各府省の政策評価に関する会議を含めた取組過程の公開ルールを明確にするため、新たにガイド

ラインを策定。

2 成果志向の目標設定の推進

- 政策達成目標明示制度の導入を踏まえ、政策評価においても、成果志向の目標設定の推進に取組。
- 政策達成目標明示制度の達成目標を踏まえ、政策評価においてこれと整合するよう対象政策を設定していくなど、適切な役割分担と連携・補完。

3 事前評価の拡充

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）に基づく事前評価の義務付け対象政策として、現在の①研究開発、②公共事業、③政府開発援助（ODA）、④規制に加えて、租税特別措置を追加するため、必要な制度改正。
- 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）において推進することとされている規制による競争状況への影響の把握・分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行的な取組を新たに開始。

4 政策評価のチェックの重点化

- ①政策達成目標明示制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する政策に係る評価、②租税特別措置に係る評価、③公共事業に係る評価など点検対象を予算編成に役立つものに重点化。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

- 公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討（その際、年金記録問題への対応状況に留意）。

※ II 1～4 の事項は、政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）への必要的付議事項。

III 「行政評価局調査」機能

1 閣議等の議論を通じた調査の推進

(1) 確証把握の充実・実効性確保

- 調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告。
- 調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。
- 上記方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要。

2 「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置。
- 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査についても、状況

に応じ、柔軟に調査計画を見直し、調査の迅速化を図るとともに、常時監視活動を展開。

- 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施。
- 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ、追加調査を実施。
（現在、実施中のもの）
- 外部有識者からなる「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化。
- 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について厚生労働省検討委員会に対応等。

3 行政評価局調査の平成 22 年度テーマ

IV 行政相談機能

1 行政相談委員との協働の充実

- 行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握。このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の課題への対応方を計画的に具体化。

2 行政の制度及び運営の改善の積極的推進

- 行政評価局・行政苦情救済推進会議の調査・分析体制を強化し、行政相談により把握した行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズに適時的確に対応することにより、行政の制度及び運営の改善を積極的に推進。

V 独立行政法人評価機能

- 独立行政法人通則法に基づく政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価の活動を推進。
 - ・ 中期目標期間終了時の業務の見直し
 - ・ 毎年度の各府省独立行政法人評価委員会の業務実績の評価についての二次評価
- 平成 22 年度に行う業務実績評価の重要視点として、次を反映する方向で検討。
 - ・ 保有資産の見直し（不要資産の売却、資産の有効活用等）
 - ・ 内部統制の充実・強化
- 独立行政法人のマネジメント改革の検討について行政刷新会議と連携。